

一般社団法人あわらテクノロジー協議会  
定 款

令和 5年 8月 1日 作成  
令和 5年 8月 9日 公証人認証  
令和 5年 8月 10日 法人成立

# 定 款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人あわらテクノロジー協議会と称する。

### (目的)

第2条 当法人は、子どもたちに最先端のデジタル・テクノロジーに触れながら自由に活動できる場所を提供し、もって、イノベーション人材となる機会の格差の解消を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) コンピューター教育、プログラミング教育等のデジタル・テクノロジーに関する教育及びその教育施設の運営
- (2) 子どもの健全育成を図る事業
- (3) 前各号に附帯関連する一切の事業

### (主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を福井県あわら市に置く。

### (公告の方法)

第4条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

### (社員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同し、入社した者とする。

### (入社)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の入社申込書により入社の申込みをし、社員総会の承認を得なければならない。

### (経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### (任意退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申出は、1か月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

### (除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を

除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 社員の除名についての社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

#### (社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

#### (社員総会決議事項)

第13条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

#### (招集)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

#### (招集手続)

第15条 社員総会を招集するには、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、社員総会の日の1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は書面ですることを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

第16条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数をもって決定し、理事長がこれを行う。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事の過半数をもって定めた順序により、他の理事が招集する。

- 2 社員総会において、理事長が議長となる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事の過半数をもって定めた順序により他の理事が議長となる。

#### (決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項に定める決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の

3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議の省略等)

第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 社員が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当法人の社員1名であることを要する。

2 前項の場合には、社員又は代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

## 第4章 理事及び代表理事

(員数)

第22条 当法人には、理事3名以上を置く。

(理事の資格)

第23条 当法人の理事は、社員の中からこれを選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(選任及び解任の方法)

第24条 理事の選任は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事の解任は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(理事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。

3 前項の規定中、補欠により選任された理事の任期に関する部分については、当法人の理事が1名の場合には適用しないものとする。

(代表理事及び理事長)

第26条 理事の互選により、理事のうち1名を代表理事に選定する。

- 2 代表理事を理事長とし、法人の業務を執行する。
- 3 前項のほか、理事の中から会長、副会長、専務理事及び常務理事を選定することができる。

(報酬等)

第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益については、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 基 金

(基金の募集)

第30条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第31条 基金の募集、割当て、払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事の決定により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第32条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還手続)

第33条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

## 第7章 解 散

(解散)

第34条 当法人は、一般法人法第148条各号に掲げる事由によって解散する。

(残余財産)

第35条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第36条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

福井県鯖江市中野町第12号28番地

齋藤 恭子

福井県鯖江市中野町第34号12番地2 ケイスイート. 205

一越 悠太

福井市中野一丁目204番地4

竹内 久人

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和6年7月31日までとする。

(設立時理事及び設立時代表理事)

第38条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 齋藤 恭子

設立時理事 一越 悠太

設立時理事 竹内 久人

設立時代表理事 齋藤 恭子

(準拠すべき法律)

第39条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の関係法令によるものとする。

以上、一般社団法人あわらテクノロジー協議会を設立するため、設立時社員齋藤恭子、同一越悠太、同竹内久人の定款作成代理人である司法書士谷川聰志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和5年8月1日

設立時社員 齋藤 恭子

設立時社員 一越 悠太

設立時社員 竹内 久人

上記設立時社員の定款作成代理人

福井県あわら市大溝二丁目2番14号 2階

司法書士 谷川 聰志